

告示

埼玉県告示第千二百九十五号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

令和四年十二月十六日から令和五年三月二十三日まで